

介護保険負担限度額認定申請のご案内(R8.8.1 から)

1. 制度の概要

介護保険サービスのうち、施設入所、短期入所サービス(ショートステイ)を利用する際に発生する居住費(滞在費)及び食費は、原則、介護保険の適用外となりますが、一定要件を満たす方については、町に介護保険負担限度額認定申請を行うことで介護保険負担限度額認定証が交付され、居住費(滞在費)及び食費の負担が軽減されます。

2. 対象となる介護サービス

- (1)施設入所：介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (2)短期入所生活介護、短期入所療養介護

3. 認定要件

- (1)本人を含む世帯全員(別世帯の配偶者及び内縁関係にある方を含む。)が市町村民税非課税であること。
- (2)本人及び配偶者の預貯金等の額が厚生労働大臣が定める基準額以下であること。

所得段階	対象者		預貯金額	
			第1号被保険者 (65歳～)	第2号被保険者 (40歳～64歳)
第1段階 第2段階 第3段階 ① 第3段階 ②	生活保護受給者		要件なし	
	市町村民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
		年金収入(非課税年金含む。)+合計所得金額(※)の合計額が80.9万円以下である場合	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	
		年金収入(非課税年金含む。)+合計所得金額の合計額が80.9万円超120万円以下である場合	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
		年金収入(非課税年金含む。)+合計所得金額の合計額が120万円超である場合	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	

※「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額(給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除する)から「公的年金等に係る雑所得」及び「長期(短期)譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額のことを指します。

4. 負担限度額(日額)

介護保険負担限度額認定を受けると、施設入所、短期入所サービス(ショートステイ)を利用する際に発生する居住費(滞在費)及び食費について、1日あたりの上限額が設定されます。

上限額を超えた分については、公費から支払われます。

所得 段階	対象者		負担限度額(日額)				
			居住費(滞在費)				食費
			多床室	従来型 個室	ユニット 型個室の 多床室	ユニット 型個室	
第1 段階	生活保護受給者		0 円	550 円 (380 円)	550 円	880 円	300 円
		老齢福祉年金受給者					
第2 段階	市町村 民税 非課税 世帯	年金収入(非課税年金含 む。)+合計所得金額(※1) の合計額が80.9万円以下で ある場合	430 円	550 円 (480 円)	550 円	880 円	390 円 (600 円)
第3 段階 ①		年金収入(非課税年金含 む。)+合計所得金額の合計 額が80.9万円超120万円以 下である場合	430 円	1,370 円 (880 円)	1,370 円	1,370 円	<u>680 円</u> <u>(1,030 円)</u>
第3 段階 ②		年金収入(非課税年金含 む。)+合計所得金額の合計 額が120万円超である場合	<u>430 円</u> <u>(530 円)</u> ※2	<u>1,470 円</u> <u>(980 円)</u>	<u>1,470 円</u>	<u>1,470 円</u>	<u>1,420 円</u> <u>(1,360 円)</u>
第4 段階	市町村 民税 課税 世帯	基準費用額(国基準)	437 円 (915 円) ※3	1,728 円 (1,231 円)	1,728 円	2,066 円	<u>1,545 円</u>

※1 「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額(給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除する)から「公的年金等に係る雑所得」及び「長期(短期)譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額のことを指します。

※2 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院に入所、またはショートステイを利用した際、室料を徴収される場合の金額です。

※3 「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は介護医療院における多床室の入所者(療養型の床面積が8㎡以上に限る。)の場合は、697円となります。

5. 申請書類

介護保険負担限度額認定申請の申請書類は、以下のとおりです。

(1) 基本書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書(様式第 31 号)
- ② 同意書
- ③ 被保険者及び配偶者の預貯金等の写し(生活保護受給者を除く。)

(2) 該当の方のみ

- ① 申請者の本人確認書類の写し

☐ 1 点のみ

運転免許証、マイナンバーカード

☐ 2 点必要

介護保険被保険者証、負担割合証、医療保険の資格確認証等

- ② 配偶者の非課税証明書

配偶者が鳩山町外にいる場合、課税状況の判断ができないため、住所地の市区町村で非課税証明書を取得し、提出してください。

6. 預貯金等の写し(生活保護受給者を除く。)

- ③ 預貯金等の写し(生活保護受給者を除く。)に含まれるものは、下表のとおりです。

預貯金等の種類	必要書類
預貯金(普通預金、定期預金)	○通帳の写し(銀行名及び口座名義人が確認できるもの) ○インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し ★注意点 通帳の写しを取る際は、以下の箇所としてください。 ①通帳見開き 1 ページ目 ②通帳 2 ページ目以降の明細欄で、申請日から過去 2 か月分。 (例) 令和 8 年 6 月 1 日に申請する場合、4 月 1 日～5 月 31 日までの明細を確認します。
有価証券(株式、国債、地方債、社債等)	証券会社や銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写し可)
金・銀(積立購入も含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写し可)

投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写し可)
タンス預金	自己申告(申請書に金額のみ記入)
負債(借入金(自営業等のものは除く。)、住宅ローン) ※負債がある場合は、預貯金額から差し引きます。	借用証書、借入残高が確認できるものの写し(住宅ローンであれば償還予定表等)

7. 申請方法

窓口持参、郵送、スマートフォン等によるオンライン申請のいずれかの方法で申請してください。

8. スマートフォン等によるオンライン申請

電子証明書が有効なマイナンバーカード等をお持ちの方については、ぴったりサービスによるオンライン申請ができます。

オンライン申請時は、「4. 申請書類」と併せて以下のものが必要になります。

- (1)届出を行う方のマイナンバーカード
- (2)手続を行う方の署名用電子証明書暗証番号(6文字～16文字英数字)
- (3)パソコン、マイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダー、またはスマートフォン
- (4)マイナポータルアプリ(PC及びICカードリーダーがある場合は不要です。)

マイナポータル URL : <https://myna.go.jp/>

自治体設定で鳩山町を選択⇒ページ左側の「さがす」を選択⇒検索欄に「介護保険負担限度額認定申請」と入力⇒介護保険負担限度額認定申請を選択し、手続を行ってください。

9. 介護保険負担限度額認定証の有効期間

介護保険負担限度額認定証には、有効期間があります。

有効期間は、**毎年8月1日～翌年7月31日**となり、月の途中で申請手続を行った場合は、申請月の1日に遡って当該認定が適用されます。

なお、認定証の更新については、毎年6月頃に町から案内を送付します。

また、当該認定後、預貯金等の増加等により認定要件を満たさなくなった場合は、その事実が発覚した月の翌月から認定の適用外となります。

10. よくある質問

(1) 申請書の記入に関する質問

質問内容	回答
本人が申請書及び同意書の記入ができない場合、家族や施設職員、ケアマネジャー等が代理申請(代筆)することは可能か。	本人の意思確認が取れている場合は、家族等による代理申請(代筆)が可能です。なお、代理申請(代筆)の場合は、申請書下部の申請者欄も記入してください。

申請書の被保険者番号が分からない。	被保険者番号は、介護保険被保険者証(水色)に記載されていますが、分からない場合は、未記入でも構いません。
申請書の住所は、都道府県名から記入しないといけないのか。	住所地が埼玉県内の場合は、市町村名から記入してください。埼玉県外の場合は、都道府県名から記入してください。
施設の入所年月日が分からない。	分からない場合は、未記入でも構いません。
収入等に関する申告欄について、自分がどこに該当するか分からない。	可能な範囲で記入してください。

(2)課税状況に関する質問

質問内容	回答
本人及び配偶者の住民税の課税状況が分からないが、どうすればよいのか。	本人及び配偶者の住民税の課税状況については、以下の方法により確認ができます(<u>個人情報保護の観点より、電話等で回答することはできかねます。</u>)。 ①介護保険料の決定、変更に関する通知書 鳩山町長寿福祉課から送付されます。 ②年金通知書(個人住民税の欄に金額が入っている場合は、課税です。) ③町民税・県民税・森林環境税税額の決定通知書(届いた場合は、課税です。) 鳩山町税務会計課から送付されます。
収入申告をしていないため、未申告の状況となっている。申告した方がよいのか。	住民税の課税状況が確認できない場合、適切な審査判定が行えないため、役場1階にある税務会計課で申告を行ってください。詳細については、下記までお問合せください。 鳩山町税務会計課 TEL:049-296-5892
介護保険負担限度額認定後に、婚姻により課税されている配偶者が生じた場合は、どうなるのか。	当該事実が生じた日の属する月の翌月から対象外となります。

(3)預貯金等に関する質問

質問内容	回答
預金通帳の写しは、いつ時点のものがよいか。	原則、申請日から直近2か月分の明細が必要です。入出金がないことが確実である場合は、その限りではありません。
本人及び配偶者名義の預金通帳が複数ある場合は、すべての通帳の写しを提出しなければならないのか。	すべての通帳の写しを提出してください。

インターネットバンクの場合、どのような書類を提出すればよいのか。	預金しているインターネットバンクへ残高証明の発行を依頼するか、該当ページを印刷して提出してください。
入出金がほとんどない預金通帳も提出しなければならないのか。	入出金の有無に関わらず、提出が必要です。なお、入出金がないことが確実である場合は、2か月以上前のものでも構いません。
通帳を紛失した場合は、どうすればよいのか。	原則、金融機関が発行する残高証明書を出してください。 残高証明書の提出が困難である場合は、以下の書類を提出してください。 ①キャッシュカードの写し+ATMから発行される残高記載の用紙 ②口座情報が分かる画面を印刷したものや残高表示画面を印刷したもの(インターネットバンクの場合)
預貯金等の額を厚生労働大臣が定める基準額以下にするために、預貯金を下ろした場合は、どうなるのか。	預金通帳を確認し、申請日の直近に多額の出金があった場合は、使途が分かるものの提出を求める場合があります(購入品の領収書等)。
介護保険負担限度額認定後に、預貯金等の入金により預貯金等の要件を満たさなくなった場合はどうなるのか。	当該事実が生じた日の属する月の翌月から対象外となります。
負担限度額認定証の更新時、再度預貯金等の写しを提出しなければならないのか。	新規、更新問わず、預貯金等の写しの提出は必要です。

(4)生活保護受給者に関する質問

質問内容	回答
介護保険負担限度額認定後に、生活保護になった場合や、生活保護を外れた場合は、どうなるのか。	生活保護の対象となった場合は、生活保護開始日の属する月の1日に遡及して、限度額が適用されます。 生活保護を外れた場合は、月の1日の場合、その日から、月の途中の場合は、翌月から対象外となります。

II. 問合せ先

そのほか、介護保険負担限度額認定申請に関するご質問等は、下記担当までお問合せください。

住 所	〒350-0324 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16
担 当	鳩山町役場長寿福祉課 介護保険担当
電話番号	049-296-1210(直通)